

## 第5次沼津市障がい者計画

### 第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画

#### 新たな計画策定の背景

国では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定しました。

県では、国の動向や方針、県における取組実績等を踏まえ、令和4年3月に「ふじのくに障害者しあわせプラン 第5次静岡県障害者計画」を策定し、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を基本目標としつつ、①障害者差別解消法の改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進、②「親亡き後」の地域生活継続のための仕組みづくり、③新しい生活様式における情報保障の推進と感染症対策の充実、④医療的ケア児等に対する支援の充実の4項目を「重点的に取り組む施策」として位置付けています。

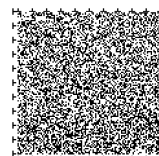
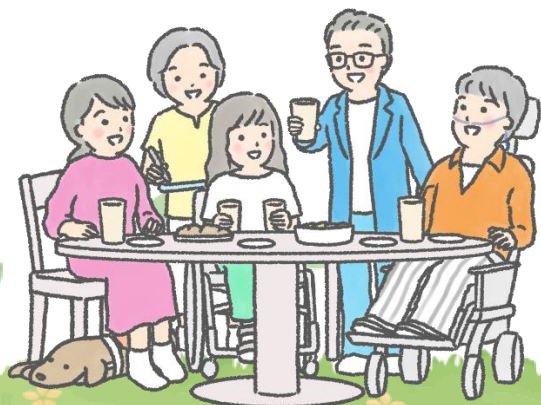
こうした中、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会を実現するために、市が担う役割は重要なものとなっています。

本市では「第4次沼津市障害者計画」及び「第6期沼津市障害福祉計画・第2期沼津市障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度末で終了することから、国及び県の動向、社会情勢の変化、障がいのある人のニーズ等を踏まえ、さらなる障がい者施策の推進に向けて新たな計画を策定します。

#### 計画の対象

この計画で対象となる障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。

また、障がいのない人や市内の事業者等についても、障がいのある人への理解の啓発や障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。



## 計画の期間

「第5次沼津市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応し、必要に応じて計画の見直しを行います。

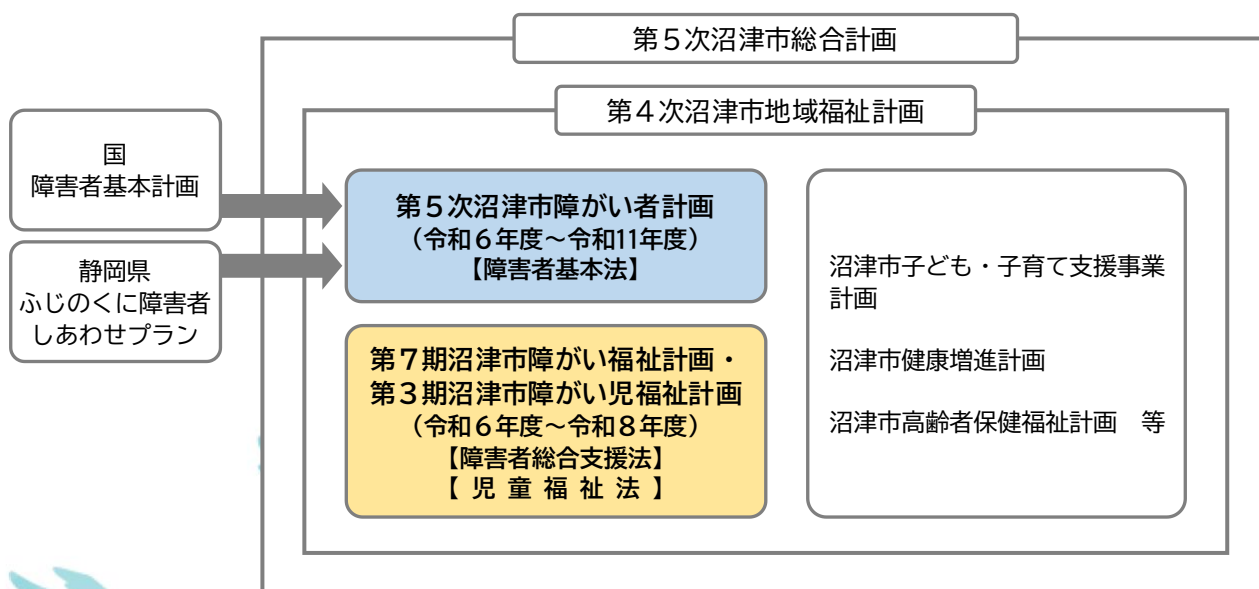
また、「第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画	第4次沼津市障害者計画 (平成30年度～令和5年度)			第5次沼津市障がい者計画 (令和6年度～令和11年度)					
	第6期沼津市障害福祉計画・第2期沼津市障害児福祉計画			第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画			第8期沼津市障がい福祉計画・第4期沼津市障がい児福祉計画		

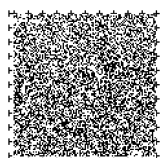
## 計画の位置付け

本計画は、第5次沼津市総合計画の「まちづくりの柱6 笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち」の実現のために障がい福祉施策を具体化した位置付けにあります。

また、他の福祉部門の計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した関連計画や市が策定した各種計画等とも整合・連携を図ります。



《本計画に関連するSDGs》



## 計画の基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いを思いやり、人格と個性を認め合い、ともに支え合い、協力し合う共生社会の実現を目指し、「だれもが自分らしく お互いを思いやり ともに生きるまち ぬまづ」を基本理念に掲げます。

だれもが自分らしく お互いを思いやり ともに生きるまち ぬまづ

## 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、以下の4つを基本目標として掲げ、障がいのある人が自分らしく安心して地域で自立した生活ができる沼津市を目指します。

### ▼基本目標1 共生社会をつくるために

障がいのある人もない人も、ともに人格と個性を認め合い、共生する社会をつくるため、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮の提供を推進するとともに、障がいや障がいのある人への理解を深めるための広報・啓発活動や交流活動、意思疎通支援等に取り組みます。

### ▼基本目標2 地域で安心して豊かに暮らすために

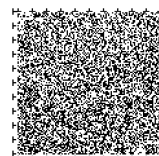
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療サービスの充実や、相談支援体制の充実を進めるほか、地域での見守りや災害時に支援する体制づくりなど、生活環境の整備に取り組みます。

### ▼基本目標3 子どもの健やかな成長を支援するために

障がいの有無にかかわらず、子どもへの理解と愛情で結ばれた地域の中で健やかに育ち、能力やそれぞれの個性を最大限に伸ばせるよう、支援するための環境づくりや、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育・保育がなされるようインクルーシブ教育の充実を図ります。

### ▼基本目標4 自分らしくいきいきと活躍するために

障がいのある人が、個性や能力を最大限に発揮し、いきいきとした社会生活を送ることができるよう、就労環境を充実させるとともに、文化芸術・スポーツ等を通じたふれあいや生きがいづくりを推進します。



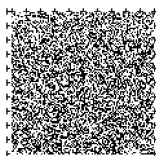
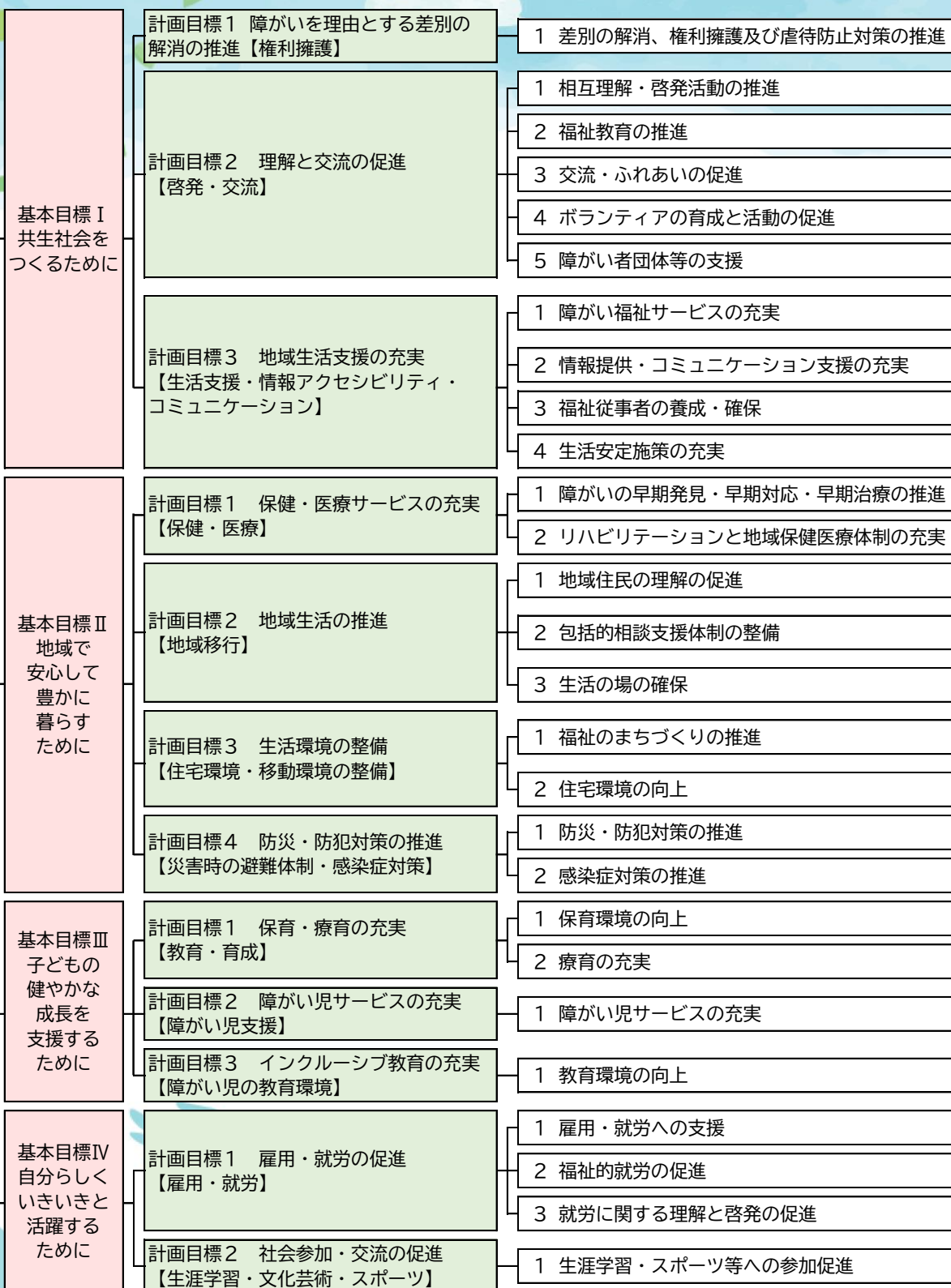
# 計画の施策体系

[基本理念] [基本目標]

[計画目標]

[施策の方向]

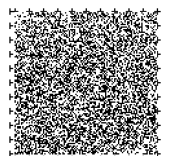
だれもが自分らしく  
お互いを思いやり  
ともに生きるまち  
ぬまづ



## ～第5次沼津市障がい者計画～

### [具体的施策]

(1) 障がいを理由とする差別の解消の理解と合理的配慮の推進 (2) 権利擁護、成年後見制度の利用促進 (3) 選挙への参加促進 (4) 司法手続における配慮への協力 (5) 虐待防止対策の推進
(1) 障がいや障がいのある人への理解の促進と啓発強化 (2) 障がいのある人のニーズの把握 (3) 啓発活動への障がいのある人の参加 (4) ヘルプマークの利用促進 (5) SDGsの推進
(1) ライフステージに応じた福祉教育の推進 (2) 学校教育における障がいのある人への理解の促進
(1) 交流機会の創出 (2) 沼津市福祉施設連絡協議会への支援
(1) ボランティアの育成と活動の充実 (2) ボランティア活動への参加促進
(1) 障がい者関係団体の活動支援 (2) 各種団体との連携強化
(1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 日中活動系サービスの充実 (3) 入所系サービス(住まいの場)の充実 (4) 短期入所サービスの利用促進 (5) 安心な生活環境の支援
(1) 障がいの特性に応じた情報提供の充実 (2) 障がいのある人の拠点施設への情報集約・提供 (3) コミュニケーション支援事業の利用促進
(1) 福祉マンパワーの確保・育成
(1) 障害者手帳取得の啓発 (2) 経済的支援制度の利用促進
(1) 早期発見の推進 (2) 早期対応・早期治療の充実
(1) 日常生活動作の回復の支援 (2) 医療機関等との連携強化 (3) 医療費助成制度の適正実施
(1) 地域生活への移行に関する広報・啓発 (2) 地域住民による支え合いの体制支援
(1) 総合的相談支援体制の充実 (2) 沼津市障がい者自立支援協議会を中心とした支援体制の強化 (3) 専門相談員の充実 (4) 地域生活支援拠点体制の整備
(1) 住まいの確保
(1) ユニバーサルデザイン等の促進 (2) 公共施設等の整備の促進 (3) 民間施設の整備の促進 (4) 移動環境の整備の促進 (5) 道路環境の整備の促進
(1) 住宅に関する相談及び啓発
(1) 平常時におけるサポート体制の強化 (2) 災害発生時におけるサポート体制の強化 (3) 防犯体制の充実
(1) 感染症予防・感染症対策の周知徹底
(1) 障がい児保育・教育の充実 (2) 保育環境の整備・充実 (3) 保育に関わる人材の育成・指導
(1) 療育相談・就学相談の充実
(1) 障がい児通所支援の充実
(1) 教育相談・進路相談等の充実 (2) とともに学び合う教育の推進 (3) 教育環境の整備・充実 (4) 教育に関わる人材の育成・指導 (5) インクルーシブ教育システムの推進
(1) 雇用機会の拡大
(1) 福祉的就労の促進 (2) 所得保障・工賃向上の取組への支援
(1) 雇用に関する理解と啓発の促進
(1) 参加機会・情報提供の充実 (2) スポーツ・学習への参加に向けた環境整備 (3) スポーツ指導員や講師の育成促進と障がいのある人への理解



## 令和8年度末の成果目標

### ▼1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
令和4年度末現在の施設入所者数（A）	255人
令和8年度末現在の施設入所者数（B）	242人
施設入所者の減少数（A） - （B）	13人
令和6年度から令和8年度末までに施設を退所する人のうち、地域移行する人の累計	16人

### ▼2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	8回	8回	8回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	4回	4回	4回
協議の場への参加者数	33人	33人	33人

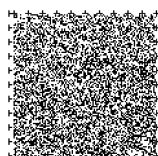
### ▼3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

### ▼4 福祉施設から一般就労への移行

項目	設定の考え方	令和3年度実績値	令和8年度目標値
一般就労移行者数	令和8年度中の一般就労移行者数	14人	19人
就労移行支援		8人	11人
就労継続支援（A型）		3人	4人
就労継続支援（B型）		3人	4人
就労定着支援	令和8年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	2人	6人

項目	設定の考え方
就労移行支援事業所の移行割合	就労移行支援事業所利用終了者のうち、一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所の5割以上とする。
就労定着支援事業所の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の3割以上とする。



～第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画～

▼5 障がい児支援の提供体制の整備等

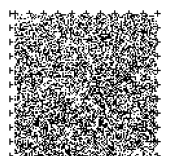
項目	設定の考え方	現状
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置	設置済み
保育所等訪問支援の体制の構築	令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保	確保済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置済み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	設置済み

▼6 相談支援体制の充実・強化

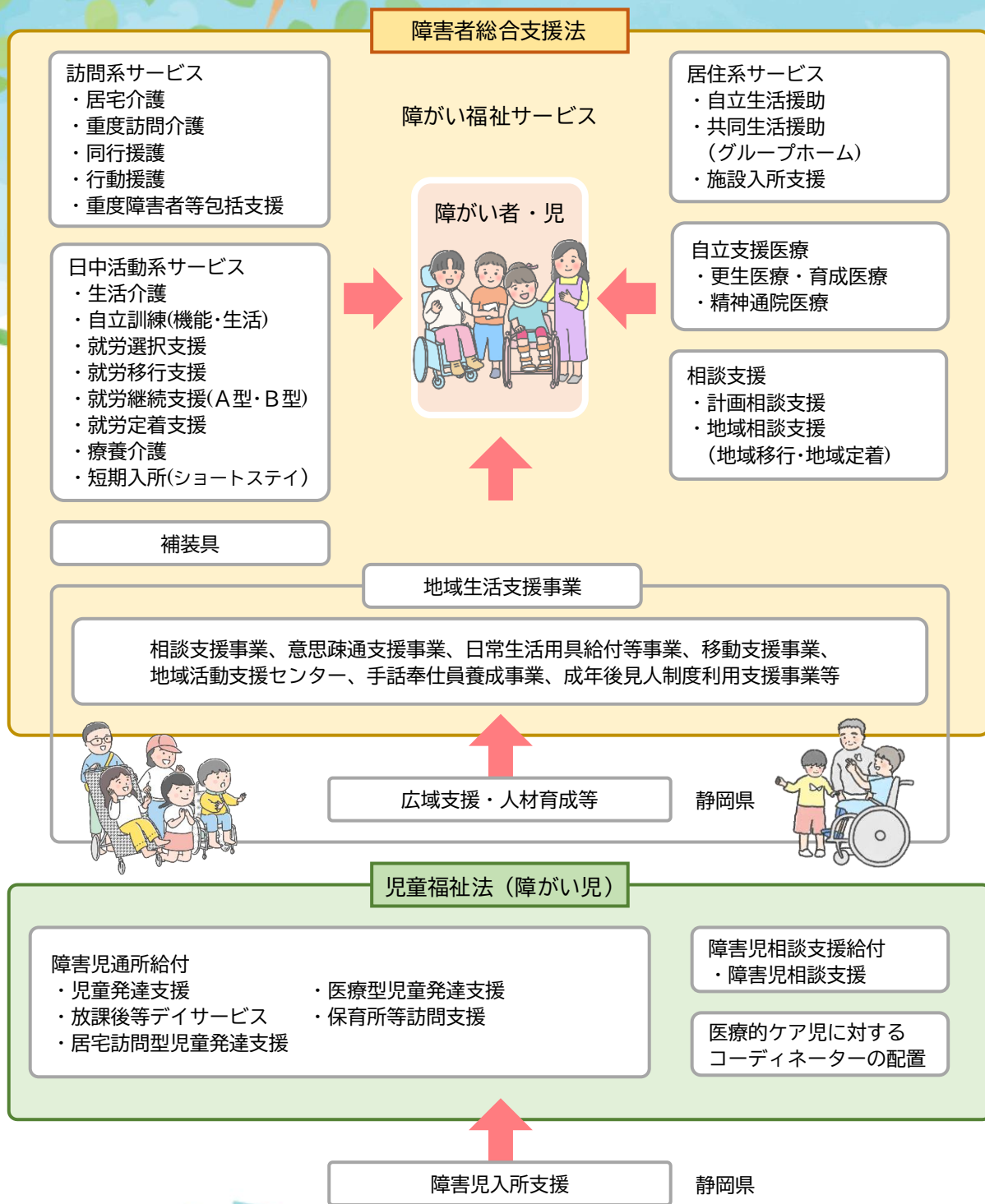
指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	18件	20件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への人材育成の支援件数	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	24回	24回	24回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	3回
参加事業者・機関数	6事業者	6事業者	6事業者
協議会の専門部会の設置数	6部会	6部会	6部会
実施回数	30回	30回	30回

▼7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市職員の相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人	1人	1人
市職員の障害支援区分認定調査員研修の参加人数	3人	3人	3人
システム等での審査結果分析・共有等の実施回数	1回	1回	1回



# 障がい福祉サービスの体系



第5次沼津市障がい者計画  
第7期沼津市障がい福祉計画・第3期沼津市障がい児福祉計画  
令和6年3月

発行 沼津市  
編集 沼津市役所 市民福祉部 福祉事務所 障がい福祉課  
〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号  
電話 055-934-4829 FAX 055-934-2631  
URL <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/>  
E-mail [syuhuku@city.numazu.lg.jp](mailto:syuhuku@city.numazu.lg.jp)

